



子育て応援！
ファミリー・サポート・センター
依頼会員を募集します！

子育てのお手伝い(お子さんの送迎・一時預かり)をしてほしい方、地域の方にお願ひしてみませんか？登録説明会への参加が必要です。都合がつかない場合は事務局へお電話ください。

登録説明会

日時 ①4月22日(土)②4月26日(水)
午前10時～11時30分

場所 ①大治町総合福祉センター
②甚目寺公民館

対象 生後4か月から小学校6年生までのお子さんがいるあま市、大治町内在住、または在勤の方

※妊婦さん、または生後4か月未満のお子さんをお持ちの方も仮登録可能。事務局へお問い合わせください。

定員 10人

申込 説明会の3日前までに電話、またはメール

※説明会の無料託児有り。(4か月から未就学児まで、要予約、定員有り)託児をご希望の方は開催日8日前までに申し込みが必要です。

メール申込 件名「説明会申込み」、本文に「氏名、電話番号、参加日、託児の有無(有は名前・よみがな・生年月日)」を記入して送信してください。

問合先 あまっ子はるっ子ふあみせ(事務局七宝公民館1階)
☎4622・0150
FAX 4622・0160

✉ ama-harufamisapo@clovernet.ne.jp



ファミリー・サポート・センターの開所日が変更となります。

変更日 4月1日(土)から

変更後開所日 火曜日から土曜日(日・月曜、祝日、年末年始は休み)

問合先 あまっ子はるっ子ふあみせ(事務局七宝公民館1階)
☎4622・0150
FAX 4622・0160

令和5年4月分から児童扶養手当額が変更となりました

全部支給(月額)

児童一人の場合
43,070円→44,140円
二子加算
10,170円→10,420円
三子以降加算
6,100円→6,250円

一部支給(月額)

児童一人の場合
43,060円→10,160円
↓44,130円→10,410円
二子加算
10,160円→5,090円
↓10,410円→5,210円
三子以降加算
6,090円→3,050円
↓6,240円→3,130円

問合先 子ども福祉課
☎444・3173
FAX 443・3555

募集



保育園会計年度任用職員(看護師・准看護師)募集

業務内容 保育補助業務

賃金 市の規定に基づき支給(通勤手当は距離に応じて支給)

手当は距離に応じて支給)

勤務地 市立保育園

勤務時間 午前7時30分～午後7時(うち7時間以内勤務、休憩1時間有)、週5日以内

応募資格 看護師免許(准看護師免許可)を有する方

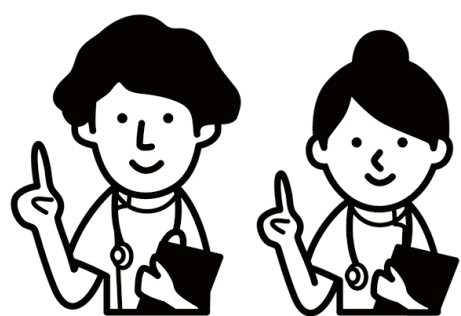
提出書類 履歴書(写真貼付)、免許の写し、後日依頼のときに健康診断書

提出先 保育課(甚目寺庁舎)

書類提出後、面接のうえ決定します。

問合先 保育課
☎444・3173
FAX 443・3555

※新庁舎移転に伴い5月8日(月)から電話番号が変更となる予定です。



保育園会計年度任用職員(保育士)募集

業務内容 保育補助業務

賃金 市の規定に基づき支給(通勤手当は距離に応じて支給)

勤務地 市立保育園

勤務時間 午前7時30分～午後7時(うち7時間以内勤務、休憩1時間有)、週5日以内

応募資格 保育士資格を有する方

提出書類 履歴書(写真貼付)、資格の写し、後日依頼のときに健康診断書
断書

提出先 保育課(甚田寺庁舎)

書類提出後、面接のうえ決定します。

問合先 保育課

☎444・3173

FAX 443・3555

※新庁舎移転に伴い5月8日(月)から電話番号が変更となる予定です。

七宝学童保育クラブ(ココロ)支援員募集

業務内容 小学生の放課後、保育・生活支援業務

賃金 七宝学童保育クラブの規則に基づき支給

勤務地 七宝児童館内

勤務時間 下校後から午後7時まで

※土曜日もしくは夏休み等は午前7時30分から午後7時までのうち交代制

応募資格 週2日から3日働くことができ、70歳未満で、子どもと関わってお仕事したい方。放課後指導支援員認定資格、保育士、幼稚園教諭、教諭、社会福祉士の資格があるとなお可。

問合先 七宝学童保育クラブ(午後2時30分～6時)

☎090・8159・7956

税



令和5年度から各種税金の納付方法が拡充されます

令和5年4月から、個人市県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税において「地方税お支払サイト(注)」を利用した納付及び、納付書に印字されるe-LQR(二次元コード)を利用した納付が行えるようになります。

これにより、現在の納付方法に加え、全国の地方税共通納税対応金融機関での納付や地方税お支払サイトの仕組みを利用したクレジットカード納付、現在本市税の納付に対応し

ていないスマートフォン決済アプリ等からもe-LQRを利用して納付が可能になります。

納付方法の詳細や変更等については、市公式ウェブサイトを通じ、随時お知らせしていきます。

なお、共通納税を利用した納付では、領収書は発行されませんが、領収書をご希望の方は、各窓口(金融機関、コンビニエンスストア、市役所会計課)で納付してください。

注:地方税お支払サイトとは、地方税共同機構が提供する、市税等の地方税の納付を行うことができるサービスです。

地方税お支払サイト

Web <https://www.payment.eltaxi.ta.go.jp/>

問合先

税務課

☎444・0509

FAX 445・3856

保険医療課(国民健康保険税)

☎444・3168

FAX 443・3555

収納課

☎444・0413

FAX 445・3856

固定資産の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

地方税法第416条の規定により、令和5年度の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行います。

縦覧期間 4月3日(月)から5月31日(水)までの午前8時30分から午後5時15分まで(土・日曜・祝日を除く)

縦覧できる方 市内に土地、家屋を所有する方で固定資産税の納税者(土地、家屋の所有者であっても、固定資産税が課税されていない方は、縦覧ができません)

必要なもの 本人確認書類、委任状(本人・同一世帯以外の方や法人の場合)

※本人確認書類とは、氏名・生年月日・住所が記載されたもので、マイナンバーカード・運転免許証・パスポート・健康保険証などです。

縦覧場所 税務課(本庁舎)

問合先 税務課

☎444・0509

FAX 445・3856